

1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実（P10～14）

No.	頁	意見の概要	郡山市の考え方
Q1	10	<p>家庭での取組みについては、読書は、個人的な営みであるので、「読み聞かせの時間づくり」や「家庭15分間読書の実践」など、強制するような表現は避けるべきであり、市が家庭の読書にまで言及すべきではないのではないかと。</p>	<p>家庭での読書の習慣づくりはきわめて重要なものと考えておりますが、子どもに読書の習慣づけを図るために親が配慮すべきことであり、具体的取組みについては、1つの例示として記述しているものでありますので、市が強制するものではないと考えております。</p>
Q2	10	<p>読書との出会いの最初は、家庭、幼稚園、保育所であり、小学校、中学校、高等学校と読書活動が継続されることの大切さと重要性を述べてほしい。</p>	<p>乳幼児から読書活動が継続されていることは重要であると認識しており、（1）子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実において、「子どもが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書環境を身につけることができるよう、乳幼児期、少年期、思春期、青年期とそれぞれの成長過程で読書の楽しさを知ることのできる機会の提供と充実に努めます。」と記述しています。</p>
Q3	14	<p>「学校等での取組み」の内、学校での具体的取組み中「・学校図書館の授業での活用」について、資料貸借の物流が整備されれば、もっと利用しやすくなるのではないかと思います。</p>	<p>学校図書館と公共図書館間の資料貸借の物流については、現在、オンライン分館及び遠隔地の一部の小学校においては、月1回の委託業者による配本を行っております。全小・中学校における蔵書の共有頻度はさほど高くないことから、現在は、学校図書館同士の情報ネットワークにより蔵書情報を共有し、必要に応じて自主的に蔵書の貸し借りをしている状況にあります。 なお、配本回数等の拡充については、学校図書館の環境整備を図るため、今後、検討してまいりたいと考えております。</p>
Q4	14	<p>「学校等での取組み」の内、学校での具体的取組み中「・障がいを持つ子どもが利用しやすい学校図書館の環境整備」について、内容を具体的に示してほしい。</p>	<p>図書室の場所が分かりやすいようなサインの工夫、書架の見出しを大きくして漢字にふりがなをつける、移動しやすい室内レイアウトの工夫など、様々な障がいを持つ児童生徒が容易に本を探すことができるような施設の環境整備に努めてまいりたいと考えております。</p>